

公共調達監視委員会議事内容

令和4年3月9日

1. 審議案件説明

事務局から、審議案件について契約件名、契約相手方、契約概要、競争参加資格、参加者数、入札経緯及び結果等の説明を行った。

2. 審議内容

【一般競争入札分】

委員) No.13 についてカメラに改ざん防止メモリー対応である必要があるのはなぜか。

事務局) 司法事件の実況見分等に添付する写真の証拠能力の観点から、改ざんが可能なデジタルカメラの使用が禁じられているためである。警察等でも使用されている旨業者より聴取している。

委員) No.15 の庁舎等点検業務について、予定価格と落札額が乖離している。予定価格の設定が適切であったか。和歌山県の業者ということで人件費の問題があるのではないか。

事務局) 県内の業者より徴取した参考見積をもとに予定価格を設定しているが、県によってその価格には差があるとみられる。また、人件費の問題については、業者担当者1名がある程度まとまった期間に香川県内の各署所を点検して回ることによって人件費を抑えているものとみられる。

委員) 点検後異常があった場合の対応はまた別に行うのか。

事務局) そうである。報告を受けて、異常があった個所については予算要求を行って修繕を行う。

委員) 法定点検は年に何回あるのか。

事務局) 3年に1回となる。

委員) No.14 について資源化する旨仕様に組み込んでいないのか。

事務局) 2者とも資源化しているが、その価値をどう見るかにより差が付いたもの。出す量が多ければ無料で引き取るとの申し出もあった。

委員) サポート合庁に入っている官署がそれぞれに廃棄を行っているのか。

事務局) 現状はそうである。

委員) まとめれば安くなるのではないか。

事務局) 廃棄の許可がそれぞれの官庁で異なるため、廃棄のタイミングを一致させることが難しい。

委員) No.16 について、電気自動車の導入は検討されていないのか。

事務局) 今のところ電気自動車に限定する旨の指示は本省から来ていない。

委員) No.16 について、評価式の説明を。「220」の数字の根拠は。

事務局) 環境性能を備えたもので総合評価となる。仕様を満たせば100点、環境性能を備えればそこに加点をしていくものとなる。

委員) No.12 について応札者1者となっているが、他に応募できるところがないのか。

事務局) 以前落札した会社に声掛けはしているが、当局の場合出先機関も多く、そこまで出向く必要があるため、敬遠されている状況ではないかと思われる。

【随意契約分】

委員) No.18 について、緊急性の要因が「財務局との調整により」となっているがその説明を。

事務局) 本件は、平成 26 年度の財務局の使用調整を機に、坂出公共職業安定所の移転が行われた経緯があり、令和 3 年度中に解体工事を行うため予算が配賦されていたもの。そのため、年度中に解体工事の契約までを行う必要があった。

委員) アスベストや PCB 調査の必要がなければ、期間的に入札可能であったが、そういった調査を行うのに期間が必要であったため、入札を行う時間がなかったということか。

事務局) そうである。

委員) No.18 について、参考見積を取った会社とは別の会社と契約したのか。

事務局) 同じ会社と契約したもの。

委員) 他にできる会社がなかったということか。

事務局) 移転の際に設計を委託した会社に依頼した経緯がある。